



たつの市公告第77号

龍野地区まちづくりビジョン策定業務に係る公募型プロポーザルを執行するので、下記のとおり公告する。

なお、本件については、たつの市契約規則（平成17年規則第40号）及びたつの市入札関係法令等に準じて行う。

令和2年6月16日

たつの市長 山本



記

## 1 事業の概要

### (1) 業務名

龍野地区まちづくりビジョン策定業務

### (2) 業務の内容

① 基本構想策定（令和2年度）

② 活性化計画策定（令和3年度）

③ 上記①、②の策定に必要な業務

ア 実現化方策の検討

イ 龍野地区活性化に向けた学識経験者、専門家等の選定・招聘

ウ（仮）龍野地区まちづくり在り方検討委員会の開催支援

エ ワークショップの開催

オ 庁内会議（龍野地区活性化検討委員会）の開催支援

カ 打合せ及び協議記録の作成

### (3) 業務内容の詳細

別紙「龍野地区まちづくりビジョン策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月18日まで

ただし、仕様書の5（1）基本構想策定については、令和3年3月19日までとする。

### (5) 契約に関する事項

本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも企画提案の内容に沿って実施するものではない。契約を行う

際に、受託候補者と本市との協議により改めて見積りを徴取してから、契約締結交渉を行うものとする。

(6) 本業務の見積限度額

13,750,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

① 令和2年度(上限額) 6,600,000円(消費税及び地方消費税含む)

② 令和3年度(上限額) 7,150,000円(消費税及び地方消費税含む)

※この金額は、予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものであることに留意すること。なお、見積金額が見積限度額を超えた場合は、失格とする。

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公告日から契約締結日までに、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていない者
- (2) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がない者
- (3) たつの市入札参加資格制限基準(平成17年告示第93号)に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、これらの申立てがなされた場合であって、参加申込の前日までに裁判所から更生若しくは再生計画の認可決定を受けた者は、この限りでない。
- (5) たつの市契約等から暴力団等を排除する措置に関する要綱(平成24年告示第1号)第3条に規定する入札参加排除措置を受けていない者
- (6) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)における「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者
- (7) 技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく総合技術監理部門「都市及び地方計画」又は建設部門「都市及び地方計画」として登録されている技術士の資格を有する者を管理技術者として配置する者
- (8) 過去5年以内(平成27年4月1日から令和2年3月31日まで)に、国及び地方公共団体が発注した同種業務を2回以上、元請けとして受注した実績を有している者

※同種業務 都市計画に関する計画等の策定を含む、まちづくりに関する基本構想、基本計画、実施計画策定に関する業務

### 3 スケジュール

実施内容	実施期間
参加表明書の提出期間	令和2年6月16日(火)～6月26日(金)
1次審査	令和2年6月29日(月)～7月6日(月)
1次審査の結果通知	令和2年7月7日(火)
質問書受付期間	令和2年7月8日(水)～7月10日(金)
質問書回答	令和2年7月13日(月)
企画提案書等の提出期間	令和2年7月14日(火)～8月3日(月)
2次審査	令和2年8月上旬(予定)
2次審査の結果通知	令和2年8月中旬(予定)
受託候補者との契約交渉	令和2年8月中旬(予定)
契約の締結	令和2年8月下旬(予定)

### 4 本プロポーザルに係る関係書類の公表

#### (1) 公表書類

- ① 公募型プロポーザルに係る手続開始の公告
- ② 公募型プロポーザル実施要領
- ③ 様式
- ④ 仕様書

#### (2) 公表方法

公表書類は、たつの市のホームページからダウンロードすること。

URL : <https://www.city.tatsuno.lg.jp/>

※トップページ⇒ビジネス・産業⇒入札・契約情報⇒龍野地区まちづくりビジョン策定業務公募型プロポーザルの実施について

### 5 参加表明書の提出

#### (1) 提出期限

令和2年6月26日(金)

#### (2) 提出先

10に掲げる担当課

#### (3) 提出方法

持参又は郵送とする。

### 6 企画提案書の提出

#### (1) 提出期限

令和2年8月3日（月）

- (2) 提出先  
10に掲げる担当課
- (3) 提出方法  
持参又は郵送とする。

## 7 審査の方法

- (1) 審査委員会  
龍野地区まちづくりビジョン策定業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、提案書等の審査及び評価を行い、受託候補者を選定する。
- (2) 1次審査  
参加表明書等の記載内容に関し、評価項目に掲げる項目についての書類審査を行い、採点結果上位3者を選定する。
- (3) 2次審査  
企画提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、評価基準に沿って審査を行う。持ち時間はプレゼンテーション20分、質疑応答10分程度とする。日程等詳細については、別途通知するものとする。

## 8 受託候補者の選定等

- (1) 結果の通知  
委員会の選定結果を基に受託候補者を選定する。  
受託候補者として選定した者及び選定されなかった者に対し、結果通知書（2次審査）（様式第13号）により通知するものとする。なお、実施要領等の内容や決定事項について、不明確、錯誤等による異議の申し立て、審査等に対しての異議の申し立てを行うことはできない。また、選定方法及び選定内容についての問合せにも応じないこととする。
- (2) 契約の手続き  
第1受託候補者と企画提案の内容について協議を行った上で、見積書を徴取し、契約締結交渉を行う。なお、契約締結交渉が不調の場合は、第2受託候補者と契約締結交渉を行う。
- (3) 結果の公表  
委員会における審査及び評価の結果については、契約締結後に公表するものとする。

## 9 その他

- (1) 本プロポーザル参加に伴う費用は、参加表明者の負担とする。

(2) 詳細は、別紙「龍野地区まちづくりビジョン策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

10 担当課

たつの市都市政策部まちづくり推進課

住 所 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永 1005 番地 1

TEL 0791-64-3167

FAX 0791-63-2594

E-mail machizukuri@city.tatsuno.lg.jp